経済対策（令和３年度事業）の執行状況（令和６年３月31日時点）

（単位：億円）

令和3年度事業	予算現額	交付決定額	支出済額	確定額	備考
【家計支援（雇調金等を含む）・消費喚起】					
○緊急小口資金等の特例貸付 【令和２年度第１次、第２次、第３次補正、予備費,令和３年度予備費、補正】	10,653	9,440	9,433	9,426	予算現額のうち2,988億円は令和４年度へ繰り越した上、執行した。
○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 【令和２年度予備費】	2,174	1,897	1,877	1,431	
○介護職員収入引上げ支援事業 【令和３年度補正】	1,013	877	869	777	予算現額のうち1,012億円は令和4年度へ繰り越した上、執行した。
○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 【令和３年度補正】	1,525	1,093	1,093	837	予算現額のうち904億円は令和4年度へ繰り越した上、執行した。
○子育て支援対策臨時特例交付金 【令和３年度補正】	669	669	669	669	予算現額のうち440億円は令和4年度へ繰り越した上、執行した。
○コロナ禍での非正規雇用労働者等の労働移動支援事業 【令和３年度補正】	507	507	135	70	交付決定額の全額を令和4年度へ繰り越した上、執行した。
○福祉・介護職員収入引上げ支援事業 【令和３年度補正】	413	369	364	327	予算現額の全額を令和4年度へ繰り越した上、執行した。
○市町村国保等の保険料等減免支援事業費 【令和３年度補正】	263	188	188	169	

令和3年度事業	予算現額	交付決定額	支出済額	確定額	備考
○看護職員収入引上げ支援事業 【令和３年度補正】	215	222	219	212	予算現額の全額を令和4年度へ繰り越した上、執行した。
○新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 【令和２年度第３次補正、予備費】	149	69	69	49	
【医療・感染拡大防止】					
○新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分） 【令和２年度第１次、第２次、第３次補正、予備費、令和３年度予備費、補正】	36,138	35,718	35,845	精査中	予算現額のうち7,002億円は令和4年度へ繰り越した。 確定額については精査中。
○新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施に要する経費 【令和２年度第３次補正、令和３年度補正】					
○新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施に要する経費 【令和２年度第３次補正】	6,246	6,246	6,246	5,351	
○新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施に要する経費 【令和３年度補正】	12,954	12,926	12,097	12,243の内数	予算現額のうち7,963億円は令和4年度へ繰り越した上、執行した。
○インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業費 【令和３年度補正】	11	2	2	精査中	予算現額の全額を令和4年度へ繰り越した。 確定額については精査中。
○更なる病床確保のための緊急支援 【令和２年度予備費、令和３年度補正】	1,970	1,736	1,736	精査中	予算現額のうち541億円は令和４年度へ繰り越した。 確定額については精査中。
○新型コロナウイルス感染症の検査体制整備費 【令和２年度補正・令和３年度補正】	2,139	2,124	2,124	1,651	交付決定額及び支出済額は、令和３年度交付決定額及び令和２年度の確定に伴う精算追加交付額となっている。 予算現額のうち696億円は令和4年度へ繰り越した上、執行した。

令和3年度事業	予算現額	交付決定額	支出済額	確定額	備考
○社会福祉施設等における感染拡大防止対策 【令和２年度第１次補正】	179	157	157	112	
○児童福祉施設等感染拡大防止対策費 【令和２年度第３次補正】	269	161	161	109	
○新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金 【令和３年度予備費】	1,973	1,973	1,973	3,671の内数	
○新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（ワクチン分） 【令和３年度予備費】	818	818	818	27,421の内数	
○診療・検査医療機関等の感染拡大防止等支援経費 【令和２年度第３次補正、令和３年度補正】	1,007	987	985	824	
○医療費の公費負担のための経費 【令和３年度補正】	557	517	517	351	交付決定額及び支出済額は、令和３年度交付決定額及び令和２年度の確定に伴う精算追加交付額となっている。
○人工呼吸器の確保事業（増産） 【令和２年度第１次補正】	11	5	5	5	

※原則、一般会計国費100億円以上の事業で、概算払いにより支出済額と確定額に差異が生じうる事業を対象としている。

※計数は、億円未満を切り捨て、億円未満の計数がある場合は「０」で表示している。

※確定額について、「精査中」の項目については、確定次第、随時更新を行う。